

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○平成十九年二級建築士試験の合格者(五八四・建築住宅課).....	1
公告	
○土地改良区の合併の認可(北秋田地域振興局農林部).....	1
教育委員会規則	
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(一七・総務課).....	1
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(一二五).....	2
○政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出(一二六).....	2
○政治団体の解散の届出(一二七).....	3
○政治団体の収支に関する報告書(一二八).....	3
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一二九).....	4
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一三〇).....	4
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三一).....	5
○選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三二).....	5

## 告 示

### 秋田県告示第五百八十四号

平成十九年二級建築士試験の結果、次の者が合格したので、建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

二級建築士試験の合格者

## 受験番号

E-10020K	E-10940N
E-10031P	E-10954N
E-10103Y	E-10971Y
E-10161L	E-11016M
E-10229Y	E-11039P
E-10257Y	E-11053P
E-10271Y	E-11056K
E-10314K	E-11156M
E-10357L	E-11198M
E-10442M	E-11210K
E-10501R	E-11239L
E-10599R	E-11240M
E-10601K	E-120076P
E-10617M	E-120115L
E-10641R	E-120187N
E-10684Y	E-120215N
E-10685K	E-120243N
E-10717P	E-120273R
E-10720K	E-120287R
E-10741K	E-120312M
E-10772N	E-120342P
E-10786N	E-120386Y
E-10800N	

## 受験番号

## 公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成十九年十二月五日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 合併により設立された土地改良区

大館市南土地改良区

二 合併により解散した土地改良区

大館市上川沿土地改良区

大館市真中土地改良区

大館市麓西土地改良区

## 教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十四日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

### 秋田県教育委員会規則第十七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号中「第九十七条及び第九十一条第一項」を「附則第二条及び附則第六条」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第五中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

別表第十の三中「第75条第2項」を「第81条第2項」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第三条 学校教育法施行細則(昭和四十二年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「盲者」を「視覚障害者」に改め、同条中「盲者、聾者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に、「肢体不自由者」を「肢体不自由者」に改める。

第十条第一項中「第三十一条によつて」を「第四十条の規定により」に改め、同条第二項中「前項」の下に「の規定」を加える。

(秋田県立特別支援学校学則の一部改正)

第四条 秋田県立特別支援学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第二十三条(同法第三十九条第三項において準用する場合を含む。)」の規定により、「第十八条の規定により」に、「子女」を「子」に改める。

附則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。ただし、第三条中学校教育法施行細則第九条及び第十条第二項の改正規定は、公布の

選挙管理委員会告示

日から施行する。

秋選管告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、平成十九年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第

一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年十二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今野勇一後援会	今野義孝	今野昇	雄勝郡羽後町上仙道字苗代沢七十七	平成十九年十一月二十六日

秋選管告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定により、平成十九年十一月一日から同月三十日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年十二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
国民新党秋田県支部	主たる事務所の所在地 秋田市大町三丁目一―十一 二階 新 内 容	平成十九年十一月一日
民主党秋田県第三区総支部	主たる事務所の所在地 横手市婦気大堤字谷地添九十九―二	"
自由民主党上小阿仁支部	主たる事務所の所在地 北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中五百六―三	平成十九年十一月八日
自由民主党五城目町支部	主たる事務所の所在地 南秋田郡五城目町内川湯ノ又字日ノ沢二十四 澤田石亀雄 田中温 荒川要悦	平成十九年十一月十九日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
石川れんじろう後援会	新 内 容	平成十九年十一月一日
石川れんじろう連合後援会	旧 容	平成十九年十一月一日

石川れんじろう後援会	主たる事務所の所在地	秋田市大町三丁目一十一二階	秋田市南通亀の町一十 プレイタウンビル二階	平成十九年十一月一日
京野公子後援会	代表者	塩屋 弘一	福司 満	"
能代商工政和会	主たる事務所の所在地	湯沢市表町三二一二十三	湯沢市田町一三二二十九	平成十九年十一月十六日
秋田県農協政治連盟秋田お ばこ支部	代表者	広幡 信悦	山木 雄三	"
	会計責任者	大友 忠	佐々木 康昭	平成十九年十一月二十六日

秋選管告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十九年十一月一日から同月三十日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年十二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県歯科技工士支部	平塚 聡	平成十九年九月八日	平成十九年十一月九日
自由民主党秋田県秋田市第八支部	黒崎 一紀	平成十九年十月三十日	平成十九年十一月二十七日
自由民主党秋田県由利郡第二支部	村上 薫	平成十九年十一月二十日	平成十九年十一月三十日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
くろさき一紀後援会	鈴木 幸次	平成十九年十月三十日	平成十九年十一月二十七日

秋選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十九年十二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一	（平成19年分）
種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書	報告年月日 平成19年11月9日
II 報告書の要旨	ア 収入・支出の総額
I 収入及び支出のある団体	（ア）収入総額
（1） 政党	前年からの繰越額
政治団体の名称 自由民主党秋田県歯科技工士支部	本年の収入額
	33,932円
	33,932円
	0円

(イ) 支出総額	33,932円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
経常経費	23,932円
備品・消耗品費	23,932円
政治活動費	10,000円
組織活動費	10,000円
合 計	33,932円
政治団体の名称	自由民主党秋田県秋田市第八支部 (平成19年分)
報告年月日	平成19年11月27日
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	245,794円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	245,794円
(イ) 支出総額	245,794円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
借入金	45,794円
黒崎一紀	45,794円
交付金又は支部から供与された交付金にかかる収入	200,000円
合 計	200,000円
自由民主党秋田県第一選挙区支部	200,000円
合 計	245,794円
(イ) 支出の内訳	
政治活動費	245,794円
機関紙誌の発行その他の事業費	245,794円
宣伝事業費	245,794円
合 計	245,794円
政治団体の名称	自由民主党秋田県由利郡第二支部

(平成19年分)	
報告年月日	平成19年11月30日
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	2,175,083円
前年からの繰越額	505,614円
本年の収入額	1,669,469円
(イ) 支出総額	2,175,083円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄付	1,500,000円
法人その他の団体からの寄付	1,500,000円
羽後電子㈱	1,000,000円
にかほ市	500,000円
佐藤化学工業㈱	500,000円
にかほ市	500,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	
普通総会懇親会費	19,000円
交付金又は支部から供与された交付金にかかる収入	19,000円
合 計	1,500,000円
自由民主党仁賀保町支部	150,000円
その他の収入	469円
合 計	2,175,083円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	16,328円
事務所費	16,328円
政治活動費	2,158,755円
組織活動費	71,345円
寄付・交付金	2,087,410円
合 計	2,175,083円
その他の政治団体	
政治団体の名称	くろさき一紀後援会 (平成19年分)

報告年月日	平成19年11月27日
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	891,443円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	891,443円
(イ) 支出総額	891,443円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
借入金	891,443円
黒崎一紀	891,443円
合 計	891,443円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	513,593円
光熱水費	47,572円
備品・消耗品費	33,198円
事務所費	432,823円
政治活動費	377,850円
組織活動費	110,000円
機関紙誌の発行その他の事業費	267,850円
宣伝事業費	267,850円
合 計	891,443円

秋選管告示第百二十九号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年十二月十四日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内	容	届出年月日
京 野 公 子	衆議院議員 (候補者となる者)	京野公子後援会	主たる事務所の所在地	新	旧	平成十九年十一月十六日
				湯沢市表町三二二一三三	湯沢市田町一三二二九九	

秋選管告示第百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七

十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育

行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十九年十二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、九四五

三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二四、五四一

秋選管告示第百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十九年十二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八九、九〇五
能代市山本郡	二七、二六九
横手市	二八、七一九
大館市	二二、九六二
男鹿市	一〇、〇三七
湯沢市雄勝郡	二一、二一四
鹿角市鹿角郡	一一、一〇七
由利本荘市	二四、五七八
潟上市	九、七七〇
大仙市仙北郡	三三、五六七
北秋田市北秋田郡	一一、〇三六
にかほ市	七、九〇六
仙北市	八、八九六
南秋田郡	七、七八六

秋選管告示第百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年十二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

三分の一の数 七五〇

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄